

保護者の皆様へ

就学援助制度についてのお知らせ

和光市では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者の方に、学校給食費や学用品費等の一部について援助を行っています。



対象者の要件

和光市内に住所があり、国公立の小・中学校に在籍する
児童生徒の保護者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人

- (1) 生活保護法による要保護者
- (2) 経済的に困り、申請者と生計を同じくする世帯員全員の前年合計所得が認定基準範囲内の人
【参考例】認定要件となる合計所得等の目安

世帯員数	世帯構成(年齢は4月1日現在)	世帯の年間合計所得
2人	父又は母(35歳)、小学生1人 [家賃あり]	270万円程度
3人	父(43歳)、母(35歳)、小学生1人 [家賃あり]	355万円程度
4人	父(41歳)、母(43歳)、小学生1人、幼稚園児1人 [家賃あり]	364万円程度
4人	父(45歳)、母(41歳)、中学生1人、小学生1人 [家賃あり]	408万円程度
5人	父(45歳)、母(43歳)、中学生1人、小学生1人、祖母(69歳) [家賃あり]	446万円程度

- この表は参考です。世帯構成、年齢、住居の形態(持家・賃貸)、家賃等によって異なります。
- 申請には、令和7年に収入のあったすべての世帯員(扶養の範囲内でも収入があった方を含む)の、住民税申告が必要です。収入が無かった方も、収入が無かった旨の申告手続きが必要です。

- (3) 生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、個人事業税・固定資産税の減免、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予、国民年金保険料の減免(国民年金法第89条及び90条)、児童扶養手当の受給、生活福祉資金の貸付のいずれかに該当する人
※該当する場合はご相談ください。

就学援助の主な内容

費 目	対 象 学 年 ・ 支 給 時 期 等
学用品費、学校給食費	全学年(学用品費は年額を分割して支給、給食費は各学期終了後に支給)
新入学児童生徒学用品費	小学校1年生、中学校1年生(4月認定者のみ対象) 注:入学前に支給を受けた場合、入学後の支給はありません。支給額を調整することがあります。
修学旅行費	小学校6年生、中学校3年生(参加者のみ実施後に共通にかかる費用を支給)
林間学校費	実施した学年(参加者のみ実施後に共通にかかる費用を支給)
校外活動費	全学年(年1回、参加者のみ実施後に共通にかかる費用を支給)
生徒会費	中学校全学年(生徒会費として徴収している実費)
オンライン学習通信費	全学年(年額を分割して支給)
医療費	年度当初の学校健診にかかる学校保健安全法施行令第8条で定めた疾病の治療費(対象者へ医療券を発行)

申請手続きの流れ

【受付期間】 随時

注: 認定後に、世帯状況・住所・税申告の修正など申請内容の変更があった場合は、その都度、申請の手続きが必要です

【申請書等の配付場所】

学校教育課(和光市役所4階)窓口又は学校

【提出書類】

- (1) 就学援助費受給申請書兼委任状
- (2) 就学援助費受給申請に係る承諾書・確認書・支払金口座振込依頼書
(令和8年6月～令和9年5月申請)
- (3) 賃貸契約書の写し
注: 住居形態が賃貸の方のみ

- (4) 令和7年分の所得が分かる証明書
(所得証明書、課税証明書等)

注: 令和8年1月1日に和光市に住民登録がなかった方のみ

- (5) 受給者証、決定通知書等の写し

注: 「対象者の要件(3)」に該当する方のみ提出いただくことがあります。



和光市教育委員会 学校教育課 学務担当
(和光市役所4階) 電話:048-424-9148(直通)